

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立奈良商工高等学校の項中「観光ビジネス、情報ビジネス」を「情報ビジネス、観光」に改め、同表奈良県立山辺高等学校の項中「生物科学」を「生物科学探究、自立支援農業」に改め、同表奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削り、同表奈良県立西和清陵高等学校の項の前に次のように加える。

|            |                                  |     |                |
|------------|----------------------------------|-----|----------------|
| 奈良県立宇陀高等学校 | 宇陀市大字陀迫間<br>六三の二、宇陀市<br>榛原下井足二一〇 | 全日制 | 普通、情報科学、こども・福祉 |
|------------|----------------------------------|-----|----------------|

別表第三を次のように改める。

別表第三（第二条関係）

| 学校名         | 学科名       |
|-------------|-----------|
| 奈良県立宇陀高等学校  | 介護福祉科     |
| 奈良県立奈良南高等学校 | 建築学科、土木学科 |
| 奈良県立盲学校     | 理療科       |

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立奈良商工高等学校の全日制の課程の観光ビジネス科、奈良県立山辺高等学校の全日制の課程の生物科学科並びに奈良県立榛生昇陽高等学校の全日制の課程の普通科及びこども・福祉科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。

3 この規則の施行の日の前日において奈良県立榛生昇陽高等学校の専攻科の介護福祉科の生徒であった者は、この規則の施行の日において奈良県立宇陀高等学校の専攻科の介護福祉科の生徒となるものとする。

（原級留置となった者に対する措置）

4 第二項の規定によりなお存続することとされた奈良県立榛生昇陽高等学校の全日制の課程の普通科又はこども・福祉科に在学し第二十一条の規定により原級に留め置くこと（以下「原級留置」という。）となった者で、同項の規定によりなお存続するとされた期間中に当該高等学校の課程の学科を卒業できないと見込まれる者は、当該原級留置となった年度の次の年度より、奈良県立宇陀高等学校の全日制の課程の普通科、情報科学科又はこども・福祉科の相当学年に在学しているものとする。